

プロジェクト 新規テーマの評価

項目 1 人私募投信の会計処理の明確化に関するテーマ評価

I. 企業会計基準諮問会議への検討に関する要望の内容

(テーマ)

1 人私募投信の会計処理の明確化

(提案理由)

昨今、いわゆる 1 人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1 人私募投信にその会計処理を当てはめることが妥当かどうか明確でない。

1 人私募投信は、経済効果としては受益者単数の金銭の信託と類似しているにもかかわらず、会計処理が大きく異なることとなり、改めて妥当性を検討いただきたい。

(具体的な内容) <冒頭の提案理由を抜粋。全体は別紙を参照のこと。>

金融商品の運用において信託形式をとるものとして、金銭の信託と投資信託がある。

運用資産としての金銭の信託と投資信託の会計処理は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」や実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」等（以下、「会計基準等」という。）において定められており、委託者兼当初受益者が単数か複数かによって基本的な会計処理が整理されている。この点、投資信託は受益者複数が通常であるため、会計処理はそれを前提としたものとなっている。

昨今、いわゆる 1 人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1 人私募投信にその会計処理を当てはめることが妥当かどうか明確でない。

1 人私募投信は、経済効果としては受益者単数の金銭の信託と類似しているにもかかわらず、会計処理が大きく異なることとなり、改めて妥当性を検討いただきたい。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

例) その他保有目的の場合

委託者兼受益者が単数の金銭の信託 金銭の信託の信託財産である金融商品を金融商品会計基準により会計処理（金銭の信託の信託財産である金融商品を個々に会計処理し、その結果を導管する。）

投資信託 投資信託の受益権を（1つの）有価証券として金融商品会計基準により会計処理

信託財産である金融商品をすべて売却して現金化した場合も、1人私募投信の場合は、有価証券として処理されているため実現損益が認識されないこととなり、特に実現損の場合も企業が適用する減損会計の基準に満たなければ含み損として認識されるだけである。これに対して、金銭の信託の場合は、信託財産の売却損は認識される。形式に応じて適用される会計基準により企業業績への影響が大きく異なることになる。

銀行等預金受入金融機関の場合は、国内基準行において自己資本比率の算定にも影響が生じることとなる。

II. 金融商品専門委員会における本テーマの評価

1. 本テーマは、第47回企業会計基準諮問会議（2023年3月1日開催）で審議され、課題の専門性も考慮し、金融商品専門委員会にテーマ評価の依頼をすることとされた。以降では、本テーマに関する金融商品専門委員会でのテーマ評価の内容についてお示しする。

（検討の観点）

2. 本テーマは既存の会計基準等の解釈に関連し、実務対応レベルのテーマであると考えられる。実務対応レベルのテーマに関するテーマアップの要件は次のとおりである。金融商品専門委員会では、当該要件に該当するかどうかを中心に検討を行った。
 - (1) 広範な影響があるか。（要件1）
 - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。（要件2）
 - (3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

見込まれるか。) (要件 3)

(4) 会計基準レベルのものではないか。(要件 4)

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。(要件 5)

(テーマアップ要件に基づく検討及び評価)

要件 1 (広範な影響があるか。)

3. 事務局の分析では、1人私募投信は、主に銀行等金融機関（適格機関投資家）が保有しており、一般事業会社では一般的ではないと考えられる。
4. この点、金融商品専門委員会においても、1人私募投信の主な保有者は銀行等金融機関（適格機関投資家）であり、また、投資方針として受益者が複数の投資信託のみを保有する銀行等金融機関も存在していることから、広範な影響があるとはいえないとの意見が聞かれている。
5. このため、関連する企業数の観点からは、必ずしも広範な影響があるとは言えないと考えられる。

要件 2 (作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。)

6. 本件は監査人からテーマ提案されたものであり、第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）において、テーマ提案者以外の監査人からも「本件は金融機関が中心のテーマかもしれないが、金融機関にはステークホルダーが多く、自己資本比率への影響も考えられる。」との意見も聞かれている。このことから、監査人からのニーズがあると考えられる。
7. 当該要件に関して、金融商品専門委員会において作成者及び財務諸表利用者である専門委員を中心にご意見を伺ったところ、次の意見が聞かれた。
 - (1) 現行の会計処理の定めは明確であり、また、実質的に委託者（受益者）の指図に基づいて投資判断がなされているなど現行の会計処理が実態を反映しない取引が認識された場合には、作成者と監査人との協議により実態を踏まえた判断に基づく会計処理がなされていると考える。（作成者）
 - (2) 1人私募投信の中には、他の投資家への受益権の販売を前提としているもののが存在すると考えられるため、会計上、公募投信と同様に取り扱うことに関して疑問がある。（財務諸表利用者）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

8. 以上のとおり、財務諸表利用者及び監査人は基準開発に関する一定のニーズを有していると考えられる。一方、作成者からは、本テーマは現行の会計基準等の実務運用上の論点であるとの意見が聞かれており、基準開発に関するニーズを有しているとの意見は聞かれていない。

要件 3（会計実務における多様性はあるか。）

9. 1人私募投信は投資信託の受益権に該当し、金融商品会計基準等¹及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第23号」という。）により、基本的に有価証券として会計処理されていると考えられる。
ただし、一部の1人私募投信については、実務対応報告第23号注4及び金融商品実務指針第58項の定めを踏まえ、実態を踏まえた判断に基づき金銭の信託として会計処理されている場合もあると考えられる。
10. この点、金融商品専門委員会では、現行の実務対応報告第23号に基づく実務適用に関して特段の問題は生じておらず、潜脱とみられるような特殊な事例が生じた場合には、作成者と監査人との協議によって実態を踏まえた判断に基づく会計処理がなされているとの意見が聞かれた。
11. 前項のとおり、判断を伴う場合もあると考えられるものの、現行の会計処理の定めは明確であり、会計実務における多様性が生じる状況は必ずしも多くないと考えられる。

要件 4（会計基準レベルのものではないか。）

12. 本件は、実務対応報告第23号に関連するテーマであるため、原則として実務対応レベルとすることが考えられる。
13. ただし、次項に記載のとおり、金融資産の減損に関する会計基準に関する審議において投資信託の分類及び測定に関する議論が行われており、その議論と関係付けた場合には会計基準レベルとして取り扱うことになる可能性がある。
14. 金融資産の減損に関する会計基準の開発に関する審議において、第498回企業会計

¹ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

基準委員会（2023年3月22日開催）及び第197回金融商品専門委員会（2023年3月14日開催）では、投資信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託について、予想信用損失による減損モデルの適用対象にするかどうか議論された。この点、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）事務局からは、当面の間、当該信託については、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項として取り扱うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

15. 仮に、今後、投資信託に関して金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をすることになった場合、1人私募投信も関連する論点であるため、当該議論に含めて検討を行うことが考えられる。この場合には、本件は実務対応レベルではなく、会計基準レベルとして取り扱うことになる可能性がある。

要件5（適時に実務対応報告等の開発が可能か。）

16. 実務対応報告第23号では、投資信託は委託者が単数である他益信託として設定されるが、当初から受益権を分割して複数の者に取得させるという関連法令における投資信託の目的を踏まえて、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託に含めることとされている。
17. この点、1人私募投信と委託者兼当初受益者が単数の金銭の信託の経済効果の類似性に着目し、1人私募投信と委託者兼当初受益者が単数の金銭の信託とで同一の取扱いを行うことが有用であるとする考え方があり得る。この考え方を重視した場合、実務対応報告第23号及び関連する会計基準等を見直し、1人私募投信に対して委託者兼当初受益者が単数の金銭の信託と同様の取扱いを定めるなどの対応を行うことが考えられる。
18. ここで、1人私募投信に対して委託者兼当初受益者が単数の金銭の信託と同様の取扱いとすると定めた場合には、1人私募投信に該当しないように名目的に保有者を複数にするようなストラクチャリングが行われる可能性が考えられる。このようなストラクチャリングを防止するためには、実務対応報告第23号注4と同様の定めを設けることになり、その場合には取引の実態に関する判断が必要となることから、実質的には改善とならない可能性がある。
19. また、本資料第15項のとおり、本件を金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際にあわせて検討する項目として取り扱うとする考え方もある。この場合には、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

開発に着手するか否かに係る全般的な議論を行うことに時間を要し、本件について実務対応報告等の開発を適時に行うことが困難となる可能性がある。

20. 当該要件に関して、金融商品専門委員会では次の意見が聞かれた。
 - (1) 本テーマについては、今後、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを検討する際にあわせて検討することが考えられる。
 - (2) 1人私募投信に関する基準を開発する場合には、連結範囲に関する難しい議論に発展する可能性があり、基準開発に時間をする可能性があると考えられる。
 - (3) 投資家は通常他の受益者に関する情報を知り得ず、仮に知り得たとしても他の投資家の行動により受益者の数が変化することが考えられるため、投資信託について受益者の数により異なる会計処理を要求することは合理的ではないと考えられる。
 - (4) 投資信託は複数の投資家を集める目的で組成されるが、その組成形態や運用方針によっては組成当初において受益者が1人となる状況があり得る。このような場合も含めて、委託者兼当初受益者が単数の金銭の信託と同じ会計処理を求めることが問題の解決につながるか疑問がある。状況に応じて異なる会計処理を定める場合には、基準開発が困難になることが予想される。
 - (5) 利用者の観点からは、1人私募投信の会計処理に関して財務諸表の透明性を向上させるために一定の対応を行うことが望ましいと考える。
 - (6) テーマ提言の背景として、どのような行為が潜脱行為であるかに関するコンセンサスが無い状況にあると考えらえるため、仮に検討を進めるとした場合には、現行の監査実務に与える影響を考慮する必要があると考えられる。

(総括)

21. 1人私募投信に関する基準開発に関して、関連する企業数の観点からは、必ずしも広範な影響があるとは言えないと考えられる。また、財務諸表利用者及び監査人は基準開発に一定のニーズを有している一方、基準開発を進めるとした場合には連結範囲に関する難しい議論に発展する可能性がある等の理由により、基準開発に時間を要することが考えられる。
22. さらに、今後、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを検討する場合、投資信託の会計処理が検討対象の1つとなると考えられることか

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ら、その際、1人私募投信に関する会計処理についてもあわせて検討することが考えられる。

23. 以上を踏まえると、現時点においては、提案された内容について ASBJ の新規テーマとして取り上げるには至らないと考えられる。

III. 事務局の分析及び提案

24. 本資料第 2 項から前項の金融商品専門委員会におけるテーマ評価の内容を踏まえると、提案された内容についてはテーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うことが考えられるがどうか。その場合に、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の 1 つとして取り扱うことを、ASBJ に提案することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 24 項の事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

別紙 テーマ提案者から受領した提案書

テーマ提言：実務対応レベル

テーマ：1人私募投信の会計処理の明確化

＜提案理由＞

金融商品の運用において信託形式をとるものとして、金銭の信託と投資信託がある。運用資産としての金銭の信託と投資信託の会計処理は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」や実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」等（以下、「会計基準等」という。）において定められており、委託者兼当初受益者が単数か複数かによって基本的な会計処理が整理されている。この点、投資信託は受益者複数が通常であるため、会計処理はそれを前提としたものとなっている。

昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信にその会計処理を当てはめることが妥当かどうか明確でない。

1人私募投信は、経済効果としては受益者単数の金銭の信託と類似しているにもかかわらず、会計処理が大きく異なることとなり、改めて妥当性を検討いただきたい。

例）その他保有目的の場合

委託者兼受益者が単数の金銭の信託　金銭の信託の信託財産である金融商品を金融商品会計基準により会計処理（金銭の信託の信託財産である金融商品を個々に会計処理し、その結果を導管する。）

投資信託　投資信託の受益権を（1つの）有価証券として金融商品会計基準により会計処理

信託財産である金融商品をすべて売却して現金化した場合も、1人私募投信の場合は、有価証券として処理されているため実現損益が認識されないこととなり、特に実現損の場合も企業が適用する減損会計の基準に満たなければ含み損として認識されるだけである。これに対して、金銭の信託の場合は、信託財産の売却損は認識される。形式に応じて適用される会計基準により企業業績への影響が大きく異なることになる。

銀行等預金受入金融機関の場合は、国内基準行において自己資本比率の算定にも影響が生じることとなる。

＜具体的な内容＞

1. 会計基準等における定め

会計基準等では、投資信託については、受益者複数のため、有価証券として取り扱うものと規定されているが、受益者単数の投資信託にも同じ会計処理をあてはめることに合理性はある。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

あるか。

実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」

金銭の信託の会計処理

Q1 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託における委託者及び受益者は、どのように会計処理するか。

A

1 信託設定時の会計処理

委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託の設定時に、委託者兼当初受益者は、信託財産となる金銭を金銭の信託であることを示す適切な科目に振り替える。

2 期末時の会計処理

委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託は、有価証券と同様に、その保有目的により運用目的、満期保有目的、その他に区分することができるが、特定金銭信託又は指定金外信託等については、一般に運用を目的とするものと考えられている（[金融商品会計基準第 87 項](#)及び[金融商品会計実務指針第 97 項](#)）。運用を目的とする金銭の信託の信託財産である金融資産及び金融負債については、[金融商品会計基準](#)及び[金融商品会計実務指針](#)により付すべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、その評価差額は当期の損益として処理することとなる（[金融商品会計基準第 24 項](#)及び[金融商品会計実務指針第 98 項](#)）。

Q2 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託における委託者及び受益者は、どのように会計処理するか。

A 合同運用 ²の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託 ³については、有価証券としての会計処理を行い（この点については、[金融商品会計実務指針第 58 項](#)を参照のこと。）、また、これまで有価証券として取り扱わていなかった合同運用指定金銭信託で設定されている商品ファンドについても、有価証券に準じて会計処理を行うこととされてきた。このため、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託の会計処理は、次のように取り扱われている ⁴。

3 投資信託は、委託者が単数である他益信託として設定されるが、当初から受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであるため、本実務対応報告では、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託に含めている。

4 当該信託において、委託者兼当初受益者が形式的には複数であっても、他の委託者兼当初受益者が金

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

融商品会計基準第24項の適用を回避するための名目的な存在に過ぎない場合には、Q1によることが適当であると考えられる。

実務対応報告第23号をまとめると以下のとおりであり、基本的には、受益者が単数か複数かに基づいて会計処理を分けている。

信託行為によって信託財産とする財産の種類	委託者兼当初受益者	
	単数（合同運用を除く）	複数（合同運用を含む）
金銭の信託	Q1	Q2
金銭以外の信託	Q3	Q4

(出典：ASBJ 実務対応報告公開草案第26号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の公表)

投資信託は受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであるため、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託と同様の会計処理（有価証券として会計処理）をする旨が規定されている。

いわゆる1人私募投信は、委託者兼当初受益者が単数であるため、実務対応報告第23号の基本的な考え方によれば、同実務対応報告Q1に従って金銭の信託と同様の会計処理を行うことになると考えられる。また、單一種類の債券を購入する際に1人私募投信を設定するような場合は、現物を保有しているのと実質的に同じと考えることもできる。

他方、1人私募投信であっても、当該投資信託の受益権の販売活動が行われており、また、受益権を譲渡することにより受益者が複数となることが合理的に想定されるような場合には、同実務対応報告Q2に従って、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託と同様の会計処理（有価証券として会計処理）することも考えられる。なお、受益権を譲渡することにより受益者が複数となることが合理的に想定されるか否かの判断には主観が伴うが、会計監査の観点からは客観的な根拠が必要と考える。

また、実務上は、受益権の販売活動を行っていたとしても、結果として長期にわたり受益者単数となっていたり、当初は複数であったが単数になったケースもあり、このような場合も含めて会計処理の明確化を行う必要があると考える。

2. 会計処理が論点となるケース

会計処理が論点となるのは、例えば、信託の運用資産を売却した場合である。

例えば、100億円の資産規模で、満期まで長期の債券で運用していた場合に、金利上昇や今後の一層の金利上昇を見込んで、すべて売却して短期資金（短期債券他）に入れ替え、損失が20億円計上された場合。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

委託者兼受益者が単数の金銭の信託であれば、20 億円の運用損が計上されるが、投資信託（委託者兼受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託）の会計処理を行った場合は、有価証券として会計処理を行うため 20 億円は含み損のままとなる（著しい下落の基準を 30% としている場合）。

なお、IFRS では、一般的な投資信託については FVTPL が想定されている。

3. 投信法上の取扱い

委託者指図型投資信託は「その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とする」（投信法第 2 条 1 項）とされていることから、受益者が 1 人だけの場合、この定義に該当しない。

定義では、「目的」の問題とされているため、複数の者に取得させる目的であったものの結果として受益者が一人となった場合は、投資信託性は否定されないと考えられている。

他方、潜脱防止のため、単に目的さえあればいいというわけではなく、

- ① 実際に複数の者へ勧誘を行うことが必要とする見解や、
- ② 実際に複数の者へ勧誘する必要まではないが、複数の者へ勧誘する可能性は必要とする見解がある。

投資信託及び投資法人に関する法律

第二条

第 1 項この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

第 24 項 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいう。

以上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。